

平成 22 年 12 月 17 日

各 位

日本商品先物振興協会

「平成 23 年度税制改正大綱」における 商品先物関連の税制措置について（ご報告）

昨日、内閣府税制調査会より「平成 23 年度税制改正大綱」が公表されました。

本会が要望しておりました金融所得課税の一体化については、下記のとおり、上場株式等の譲渡益等に係る 10% 軽減税率が 2 年延長され平成 26 年から 20% の本則税率となることを踏まえ、損益通算範囲の拡大を検討することとされました。

また、先物取引に係る所得については、現行の市場デリバティブ取引間での損益通算に加え、平成 24 年 1 月 1 日以降の店頭商品デリバティブ取引、店頭金融デリバティブ取引及び店頭カバードワラントも損益通算の対象となり、損失の繰越控除も適用されることとなりました。

この結果、先物取引については課税の一体化が進むこととなります。さらにその対象範囲を拡大するため、今後の税制要望においては、税率の異なる商品間での損益通算を求めていくとともに、一体化の対象に先物取引・商品ファンド等を含めることを明示的に要望していくことといたします。

記

1. 金融所得課税の一元化

[本会の要望]

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じること。

[平成 23 年度税制改正大綱における結果]

第 3 章 平成 23 年度税制改正

9. 検討事項（抜粋）

〔国税・地方税共通〕 114 ページ

（2）金融証券税制については、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20% 本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。

なお、金融所得課税の一体化については、「第 2 章 各主要課題の平成 23 年度で

の取組み』の中で、①基本的な考え方（10 ページ）として『金融証券税制については、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性にかんがみ、可能なところから、金融所得課税の一体化に向けた取組みを進めます。』と、また、②改革の取組みにおいても（14 ページ）『金融証券税制については、個人金融資産を有効に活用し、我が国経済を活性化させるためにも、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があります。』と記述されています。

2. 先物取引に係る所得の損益通算範囲の拡大等

第3章 平成23年度税制改正

2. 個人所得課税（抜粋）

（4）金融証券税制 47 ページ

③ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加えます。

イ 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第2条第14項第1号から第5号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済

ロ 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済

ハ 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡

（注）上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用します。

「平成23年度税制改正大綱」は、先物協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上